

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1276号)

平成26年8月28日

横情審答申第1276号

平成26年8月28日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成25年6月6日健障福第633号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成22年度「申請案内対象者一覧」 平成23年度「【H23】県在手
申請勧奨リスト」 平成24年度「神奈川県在宅重度障害者等手当 勧奨
対象者一覧」上記各一覧において、港北区・重複障害要件を満たす20歳
以上の区分で、『所得状況』の欄の記載情報。」の非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成22年度「申請案内対象者一覧」 平成23年度「【H23】県在手申請勧奨リスト」 平成24年度「神奈川県在宅重度障害者等手当 勧奨対象者一覧」 上記各一覧において、港北区・重複障害要件を満たす20歳以上の区分で、『所得状況』の欄の記載情報。」を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成22年度「申請案内対象者一覧」 平成23年度「【H23】県在手申請勧奨リスト」 平成24年度「神奈川県在宅重度障害者等手当 勧奨対象者一覧」 上記各一覧において、港北区・重複障害要件を満たす20歳以上の区分で、『所得状況』の欄の記載情報。」（以下「本件申立部分」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年3月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

平成22年度「申請案内対象者一覧」、平成23年度「【H23】県在手申請勧奨リスト」及び平成24年度「神奈川県在宅重度障害者等手当 勧奨対象者一覧」（以下「本件申立文書」という。）は、神奈川県在宅重度障害者等手当（以下「県手当」という。）の要件を満たすと想定される者に関する情報であり、さらに抽出されていること自体が県手当の障害要件に該当する程度の心身の障害があることを示す極めて秘匿性の高い個人に関する情報である。特に、本件申立部分に関しては、当該表示内容により、特別障害者手当又は障害児福祉手当（以下「国手当」という。）の受給歴の有無が判明する。つまり、本件申立部分の表示内容により、①心身の障害が存在すること、②当該者が国手当を申請したこと、③障害の程度が国手当制度に該当する程度に重度であること及び④所得が支給要件を満たす状況であったこと

が判明する（ただし、②、③及び④について平成24年度「神奈川県在宅重度障害者等手当 勸奨対象者一覧」においては、以前に県手当を受給していた可能性も含む。）。

よって、本件申立文書は、県手当が重度障害者を支給対象とする性格上、通常他人に知られたくない機微に触れる情報であり、多くの情報を含んでいる。本件申立部分は、特定の個人に係る心身の障害や手当受給に属する情報であり、最も機微に触れる情報であることから、特定の個人を識別することはできなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立部分の表示内容が有無の区分表示のみであったとしても、上述のとおり通常他人に知られたくない機微に触れる情報が開示された場合、本件申立文書に記載された者はもとより市民に対して不要な疑問・不安を与えるおそれや、情報公開に当たっての判断基準に疑念を抱かせるおそれがある。障害福祉施策の適正な遂行には本件申立文書の作成が有用と考えているが、今後、手当事業の状況把握及び効率的な実施を目的として作成される他の一覧の作成にも支障を及ぼすおそれがあるため、本件申立部分が本号に該当することを追加主張する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 本件請求は、本件申立文書のうち、「港北区分で手当要件を満たす20才以上の区分」で「特障手当所得状況の項目部分」と限定して開示請求したものであり、他の個人情報部分と容易に分離して開示できる部分である。よって、本件申立部分が開示されたとしても、「港北区分で手当要件を満たす20才以上の対象者のうち特障手当を受給していないのは何人か」という統計的な情報にすぎず、記載されている対象者を特定できないため、不特定の個人に対して、各個人が有する権利利益を害することは事実上不可能である。

(3) 個人識別情報ではないが、権利利益侵害情報であることを安易に認めることは、個人に関する情報が非開示になる範囲が広がりすぎて、福祉に関する個人情報のほとんどが非開示にならざるをえず、「原則開示」の条例の趣旨に反するものといわざるをえない。また、実施機関は、本件申立文書を単なるプライバシーに関する情

報ではなく、「他人に知られたくない機微に触れる情報」として、文書の性質のみで直接権利侵害のおそれを結論づけているが、本件申立部分のみが公になることで、特定もできない個人に対し、その個人が有する権利利益を侵害することが現実性のある実質的なものではない以上、権利侵害のおそれはなく、法的保護に値しないことは明らかである。

- (4) 実施機関は、非開示理由説明書において、条例第7条第2項第6号に該当することを追加主張してきた。しかし、このような異議申立後の追加主張は、申立人に負担を不当に負わせるものであり、追加するのに十分な理由がないまま申立人にとって不利になるような安易な追加主張は認められるべきではない。

5 審査会の判断

- (1) 県手当に係る事務について

県手当は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号。以下「県手当条例」という。）及び神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則（昭和44年神奈川県規則第24号）に基づき、障害、年齢、在住、在宅及び支給（所得）の5つの要件を満たした者に対し、手当を支給する制度である。

実施機関では、横浜市内における県手当に係る受付等の事務を行っている。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、身体障害者手帳、知的障害又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報により、県手当条例の定める重度障害者等に該当する可能性がある港北区在住の20歳以上の者のうち、県手当の受給資格が認定状態であるとは実施機関が把握していない者を抽出し、一覧にしたものである。

本件申立文書の項目は、対象者氏名、生年月日、住所、障害者手帳、療育手帳、精神手帳、所得状況等である。

これらの項目のうち、申立人は所得状況の欄のみを開示請求し、当該部分が非開示になったことに対して、異議申立てを行っている。

- (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、

開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、非開示としたと主張している。当審査会では、平成26年5月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 平成22年に県手当の制度が変わった。本件申立文書は、県手当の制度が変更されたことに伴い、制度の対象者へ勸奨を行う参考とするために作成したものである。

(イ) 本件申立文書には、勸奨対象者各自の障害の程度という秘匿性が高く、他人に知られたくない機微に触れる情報が記載されている。また、本件申立部分もその記載内容から勸奨対象者の所得状況及び障害の程度について、ある程度推測できるものである。文書全体が勸奨対象者の機微に触れる情報である。

仮に、それぞれの項目を見れば個人識別性又は権利利益侵害がないと考えたとした場合に、虫食いの的にその他の箇所が開示されてしまうということを危惧した。全体として文書を非開示とすべきと考えた。

(ウ) 本件申立部分を開示したとしても、個人名は開示されないので、勸奨対象者が誰であるかはわからない。しかし、「本件申立文書が開示された」ということのみが独り歩きした場合には、勸奨対象者又は勸奨対象になる可能性がある者に対して、自分の情報が公にされるかもしれないという不安や動揺を与えることになる。

(エ) その不安等の声が勸奨対象者等から寄せられると、担当課としては本件申立文書又は類似の文書の作成をちゅうちょすることになる。手当の制度に関し、その対象者に適切に手当を支給するためには、申請の勸奨をする必要があると考えている。文書を作成することができず、申請勸奨が行われないと、勸奨対象者が手当を受けられなくなる可能性があるので、ひいては勸奨対象者の権利利益を害することになる。

ウ 当審査会では、以上を踏まえ、次のとおり判断した。

(ア) 実施機関は、本件申立文書には、障害の程度という秘匿性が高く、他人に知られたくない機微に触れる情報が記載されていると主張し、また、本件申立部分には、勸奨対象者各自に係る国手当の受給歴等の内容を表す特定の個人に関

する情報が記載されており、その記載内容から、勸奨対象者の所得状況及び障害の程度がある程度推測できることから、本号本文後段に該当すると主張している。

(イ) 本号本文後段に規定する開示しないことができる「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別することができない情報であっても、開示することにより、特定の個人の権利利益を害することがあるものについては、これを非開示とする合理的な必要性が認められる場合などをいう。例えば、個人の未発表の研究論文や著作物などは、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるというべきである。また、個人の根源的な人格的利益と密接に関わる可能性の高い情報（その該当性については個々具体的事情に応じて判断するほかない。）は、個人を識別することができないとしても、その内容を他人に知られること自体が当該個人の権利利益に対する侵害になり得る場合もあり得るといえるべきである。

(ウ) 当審査会が本件申立部分について確認したところ、「無」等の情報のみが記載されることとなっていることが認められた。実施機関は、本件申立部分の記載内容から、勸奨対象者の所得状況及び障害の程度が推測できると主張している。しかし、仮に「無」等の情報が障害の程度等に関する情報であったとしても、それは類型化された情報であり、その記載内容からは、障害の程度等の内容を推測することはできない。そうすると、当該情報は、他人に知られたくない機微に触れる情報であるとはいえず、個人の人格的利益と密接に関わる可能性の高い情報等であるとは認められない。

なお、実施機関は、本件申立文書全体が本号本文後段に該当する旨の主張をするが、本件申立文書は県手当に係る勸奨対象者を一覧にしたものにすぎないのであって、上記(イ)のような例示にも該当しない。

(エ) さらに実施機関は、本件申立文書が開示されたことのみが独り歩きした場合には、勸奨対象者等に対して、自分の情報が公にされるかもしれないという不安や動揺を与えることになるとも主張している。しかしながら、本件申立部分は他人に知られたくない機微に触れる情報であるとはいえず、また、開示されたことのみが「独り歩き」をし、勸奨対象者等に対して不安等を与えることになるとの主張は、抽象的なおそれを述べているにすぎないと言わざるを得ない

(なお、そもそも本件申立部分におけるような類型化された障害の程度が本号本文後段の対象とされる情報として検討されるべきものであったかどうかにも疑問がある。)

したがって、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるという実施機関の主張は認められず、本件申立部分は本号本文後段に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書が開示されたことのみが独り歩きした場合には、勸奨対象者等に不安等を与えるおそれがあり、今後、手当事業の状況把握及び効率的な実施を目的として作成される他の文書の作成にも支障を及ぼすおそれがあると主張している。

ウ しかしながら、上記(3)ウ(エ)のとおり、開示されたことのみが「独り歩き」をし、勸奨対象者等に対して不安等を与えることになるという主張は抽象的なおそれを述べているにすぎず、採用できない。

また、本件申立文書は、県手当の制度が変更されたことに伴い、制度の運用を図るために、本制度の対象者へ勸奨を行う参考とするために作成された文書であることが認められる。したがって、そのような文書を一部開示することによって具体的な支障が生じるものとは考え難く、本件申立部分を開示することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできないことから、本件申立部分は本号に該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年6月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年6月20日 (第158回第三部会) 平成25年6月27日 (第231回第一部会) 平成25年6月28日 (第237回第二部会)	・諮問の報告
平成25年7月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月24日 (第238回第一部会)	・審議
平成25年12月12日 (第240回第一部会)	・審議
平成26年4月10日 (第245回第一部会)	・審議
平成26年4月24日 (第246回第一部会)	・審議
平成26年5月8日 (第247回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年5月22日 (第248回第一部会)	・審議
平成26年6月12日 (第249回第一部会)	・審議
平成26年6月16日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成26年6月26日 (第250回第一部会)	・審議
平成26年7月10日 (第251回第一部会)	・審議
平成26年7月24日 (第252回第一部会)	・審議